

審 第 4 8 0 2 号
答 申 第 3 4 8 号
令和 7 年 1 月 3 0 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和 5 年 6 月 2 1 日付け〇〇児第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 3 2 6 号

令和 5 年 4 月 2 4 日付けで審査請求人から提起された、令和 5 年 3 月 6 日付け〇〇児第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年3月6日付け〇〇児第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和5年2月17日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇にて行われているとされる〇〇児童相談所と〇〇と〇〇が集って行われている〇〇家族事案プラン検討会議にて示された私に関わる内容のわかるもの全て。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、「次第、説明資料」（以下「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- （3）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和5年4月24日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4）実施機関は、本件審査請求を受けて、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年千葉県条例第37号）附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされる、同条例附則第2項の規定により廃止される前の条例第47条第1項の規定により、令和5年6月21日付け〇〇児第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- （1）審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

- （ア）「本件開示決定を取り消す。」との裁決を求める。
- （イ）本件開示決定の非開示箇所、その理由について妥当性を審査し、「本件開示決定は不当である。」との裁決を求める。

イ 本件審査請求の理由

(ア)「全ての行」が非開示となっており、部分開示決定は不当

本件開示決定において開示しない部分は「全ての行」である。これは「非開示決定」と同義であるが、そうはならず「部分開示決定」としているのは不当である。

(イ) 日付や参加者は非開示情報に当たらない

本件開示決定では請求のあった内容について日付や参加者も開示されていない。

これは非開示情報に当たらないので非開示とするのは不当である。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 処分内容及び理由について

(ア) 処分の内容

- a 審査請求に係る処分について
認める。
- b 自己情報開示請求について
認める。

(イ) 不開示部分及びその理由について

認めない。

「開示することにより、今後関係機関の協力を得られなくなる等の円滑な業務の遂行に支障が出るおそれがある」とあるが、

a 具体性と根拠が示されていない

「今後関係機関の協力を得られなくなる等」の具体的な根拠・事柄が示されていない。弁明になっていない。

b 実施機関が主張する遂行すべき業務は完了している

「業務の遂行に支障」とあるが当該情報により生じた〇〇児童相談所と審査請求人との関わりは〇〇年〇〇月〇〇日に終了しており、〇〇児童相談所が主張する遂行すべき業務も既に終了しているので妥当性がない。

他にどのような業務が該当するか具体的な事柄は示されていない。

業務にどのような支障があるか具体的な事柄も示されていない。

なお〇〇児童相談所の業務はケースバイケースであるので「同種のもので反復されるような性質の事務又は事業」には当たらない。

c 〇〇児童相談所に広範な裁量権限を与える趣旨で個人情報の運用を許している

前記 a、b の通り処分庁の主張は中身が無く、全く弁明になっておらず、正当性が皆無である。

よって開示請求には不開示情報に該当する情報は無く、本件決定

は不当なものである。

処分庁は〇〇児童相談所に対して条例第17条（個人情報の開示義務）に違反した「〇〇児童相談所に広範な裁量権限を与える趣旨」で個人情報の運用を許している。

処分庁の主張を許してしまえば、〇〇児童相談所が「おそれがある」と言うだけで、実際にはおそれなど何も無くとも、〇〇児童相談所によって個人情報の誤った運用が行われ、県民個人の権利利益が蹂躪される危ういものである。

〇〇児童相談所の事務又は事業の根拠となる規定、趣旨に照らし、その支障の有無、程度等を客観的に検討して判断することが必要である。

イ 弁明の内容について

（ア）認めない。

処分庁は題名「次第、説明資料」は開示しているとしているが、正しい題名は「個別支援会議（〇〇ケース）」である。

仮に「次第、説明資料」が正しい題名だとしても、それで「部分開示とした」とする決定は一般的な観点から開示したとは言えず、県民の信頼を損なうものであると主張する。

（イ）認めない。

「情報を開示することにより、今後関係機関の協力を得られなくなる等の円滑な業務の遂行に支障が出るおそれがある」とあるが、前述の通り、〇〇児童相談所の業務は既に終了している。また処分庁の弁明は具体性が皆無で判断の根拠も示されておらず、もはや弁明ですらない。処分庁は〇〇児童相談所に広範な裁量権限を与える趣旨での運用を許しており本件決定は不当である。

ウ 結論

以上より、本件決定は法令に反した決定であるので、審議会の諮問が行われた上で、本件決定の「本件開示決定を取り消す。」との裁決を求める。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

（1）弁明の趣旨

本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

（2）処分内容及び理由

ア 処分の内容

（ア）審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。なお、本件決定の処分庁は千葉県知事、担当課（所）は〇〇児童相談所（以下、４において「児童相談所」という。）である。

（イ）自己情報開示請求について

審査請求人は、本件開示請求を行った。本件審査請求は、本件開示請求のうち請求内容について、処分庁が条例第１７条第６号ハ該当による部分開示と決定した処分に係るものであることから、以下は本件請求内容について記述を行う。

イ 不開示部分及びその理由について

本件開示請求を受け、児童相談所が内容の検討を行ったところ、本件請求内容は条例第１７条第６号に定める「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ものと判断した。

決定通知書に記載したとおり、本件請求内容は、相談援助業務に係る情報であり、開示することにより、今後関係機関の協力を得られなくなる等の円滑な業務の遂行に支障が出るおそれがあると認められたことから、条例第１７条第６号ハに該当するとして、全ての行を不開示と判断した。

（３）弁明の内容について

ア 審査請求人は、本件請求内容について、「全ての行」が非開示となっており、部分開示決定は不当と主張している。このことについて、題名は開示しているので部分開示とした。

イ 審査請求人は日付や参加者は非開示情報に当たらないため、非開示とすることは不当と主張している。このことについて、日付と参加者については相談援助業務に係る情報であり、開示することにより、今後関係機関の協力を得られなくなる等の円滑な業務の遂行に支障が出るおそれがあると認められたことから、条例第１７条第６号ハ該当により非開示情報に該当するものと判断された。よって、不当性はない旨を主張する。

（４）結論

以上のとおり、処分庁は法令に基づいて開示決定を行っており、審査請求人の本件審査請求は棄却されるべきである。

５ 審議会の判断

（１）本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記３（１）のとおり、本件決定の取消し及び本件決定で不開示とした部分の開示を求めているので、以下、検討する。

（２）個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

（３）本件決定の不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの間に、〇〇児童相談所、〇〇及び〇〇が集まり開催された個別支援会議において配布された文書であると認められる。

イ 本件文書の不開示箇所について

（ア）実施機関は、本件文書の不開示部分について、条例第１７条第６号ハに該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

（イ）審議会で見分したところ、本件文書で不開示とされた部分には、本件開示請求に係る事案につき、各関係機関が共有した情報に係る内容が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第１７条第６号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

（４）結論

以上のことから、「１ 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

６ 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
-------	---------

令和5年 6月21日	諮問書（弁明書及び反論書の写しを含む。）の受理
令和6年10月22日	審議（令和6年度第6回第1部会）
令和6年11月26日	審議（令和6年度第7回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会